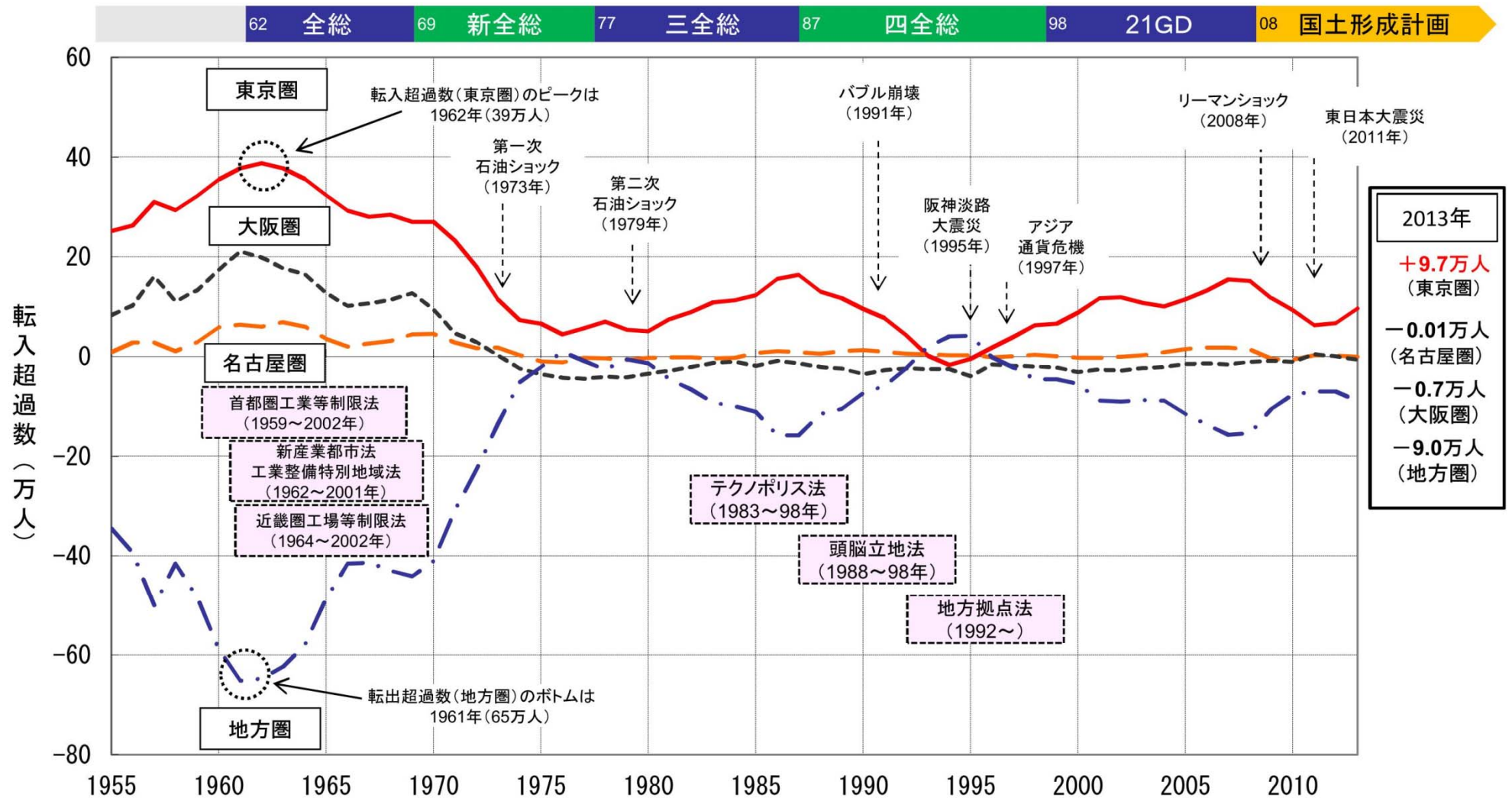


地方圏への移住等関連資料

人口移動



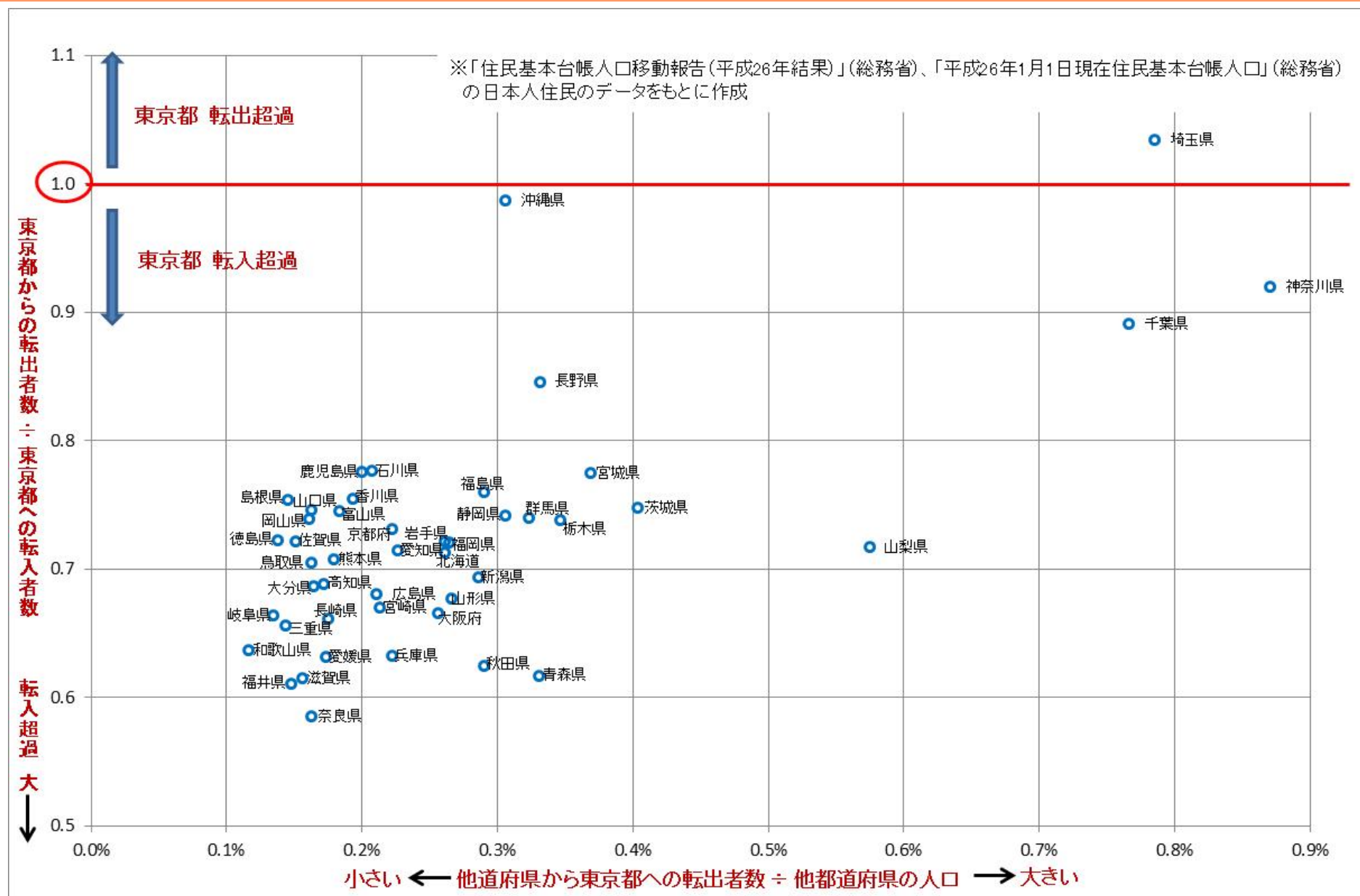
(出典) 総務省「住民基本台帳人口移動報告」をもとに国土交通省国土政策局作成。

(注) 上記の地域区分は以下のとおり。

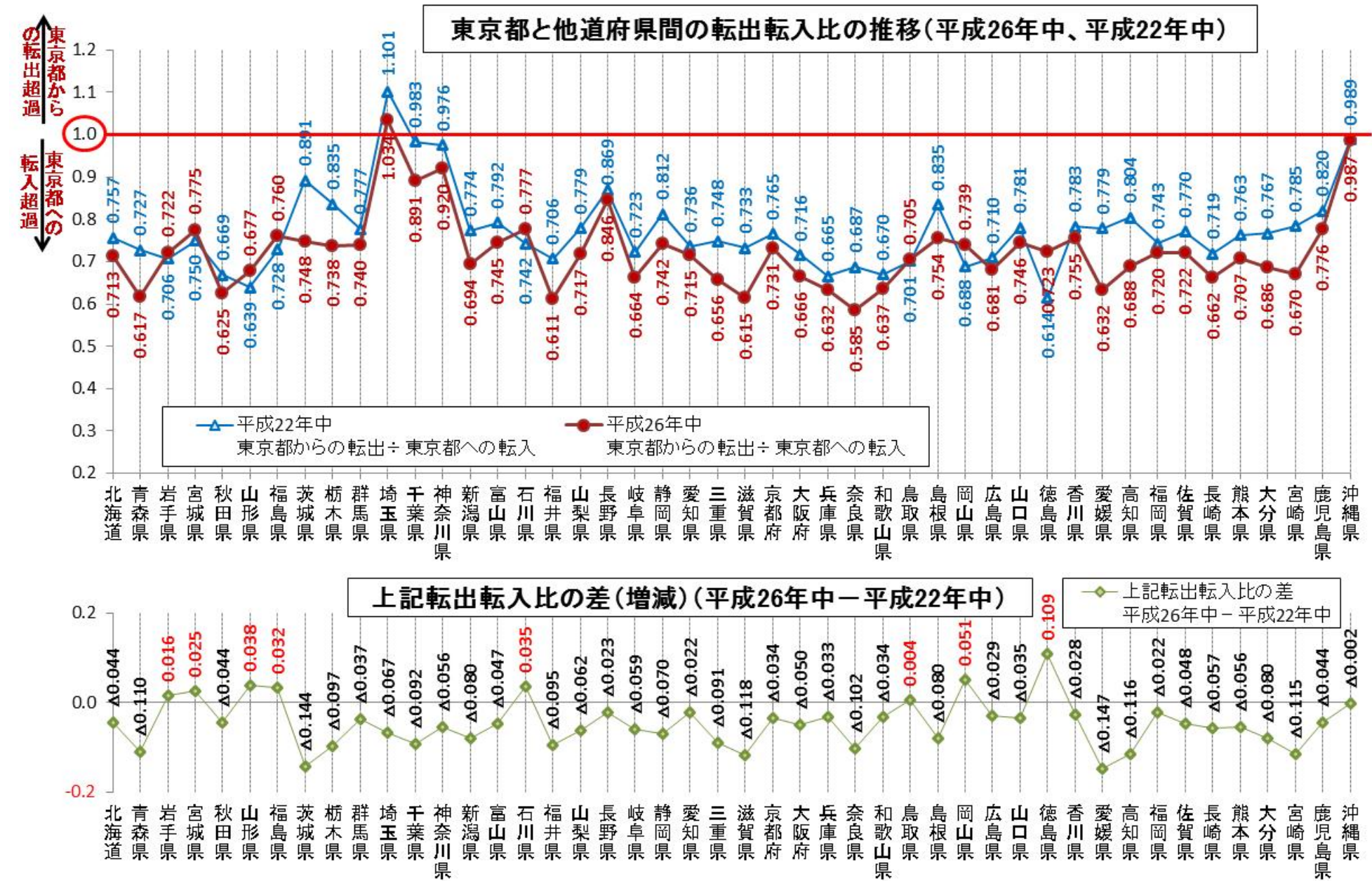
東京圏：埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県
名古屋圏：岐阜県、愛知県、三重県
大阪圏：京都府、大阪府、兵庫県、奈良県
三大都市圏：東京圏、名古屋圏、大阪圏
地方圏：三大都市圏以外の地域

(国土のグランドデザイン2050(国土交通省)より抜粋)

東京都と他道府県間の転出転入比（平成26年中）と 他道府県における東京都への転出者割合（平成26年中）

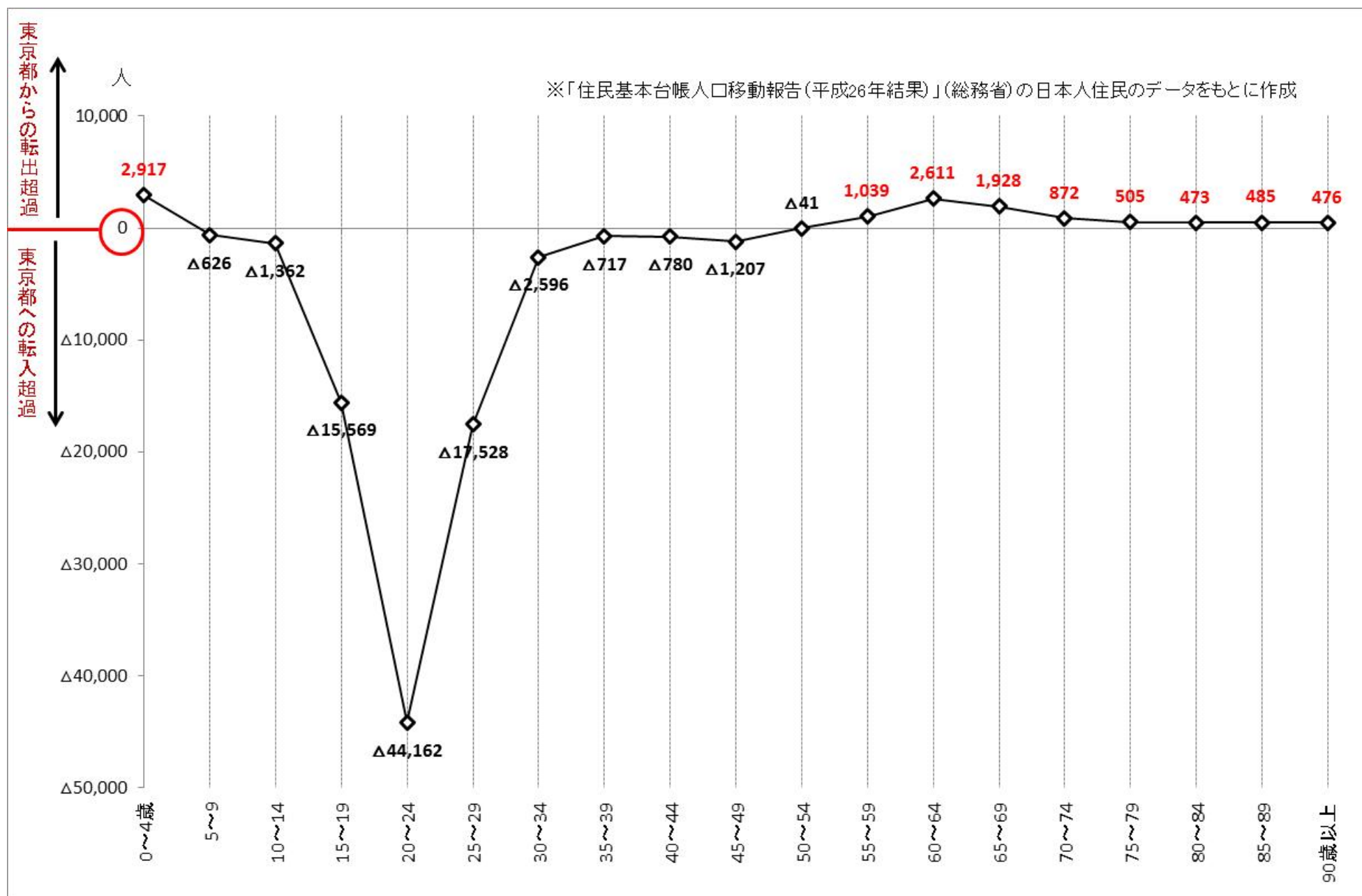


東京都と他道府県間の転出転入比の推移（平成26年中、平成22年中）と差（平成26年中－平成22年中）

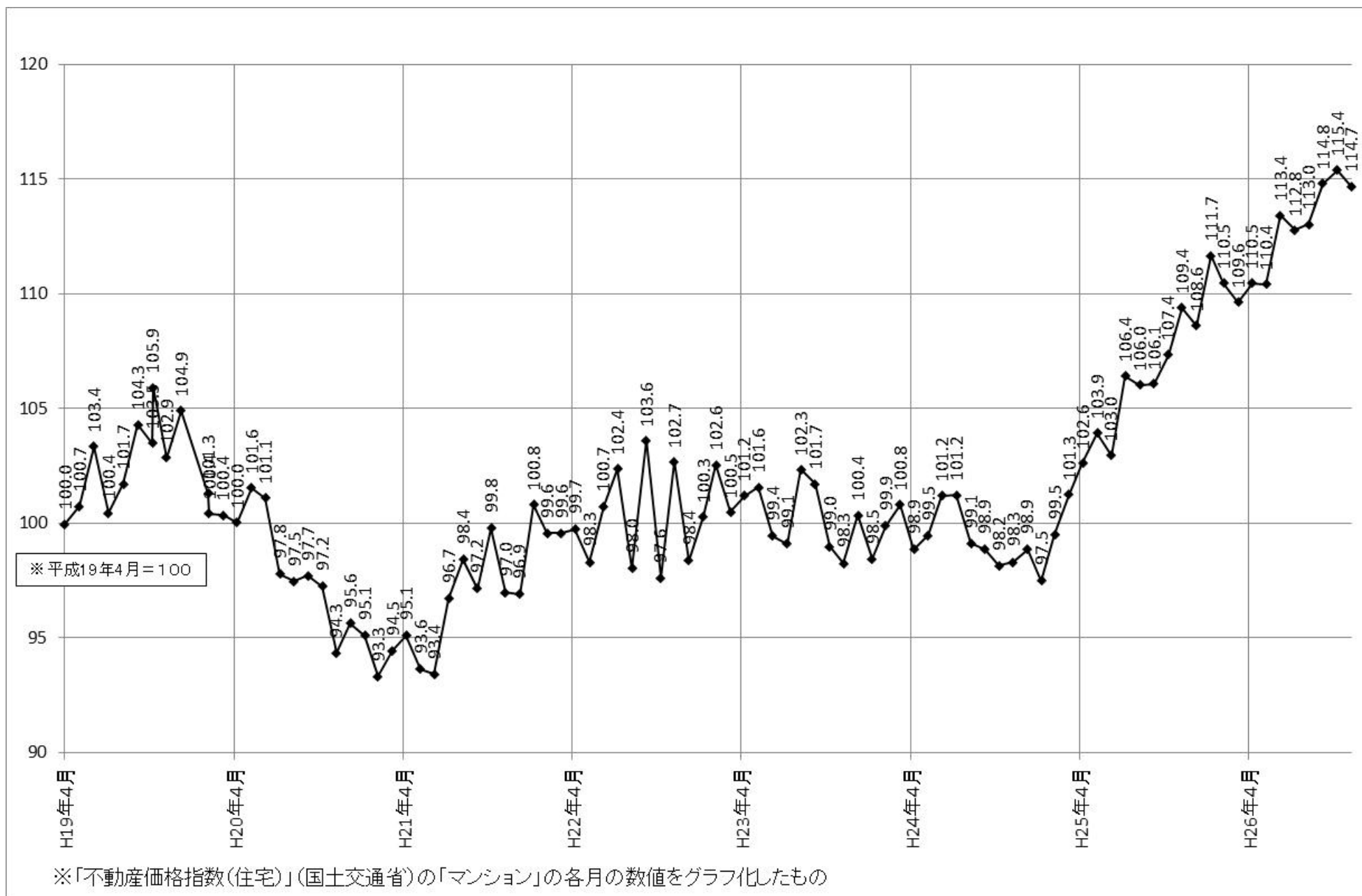


※「住民基本台帳人口移動報告(平成26年結果)」(総務省)、「同(平成22年結果)」(総務省)の日本人住民のデータをもとに作成

東京都と他道府県間の転出(転入)超過数（年齢階級別；平成26年中）

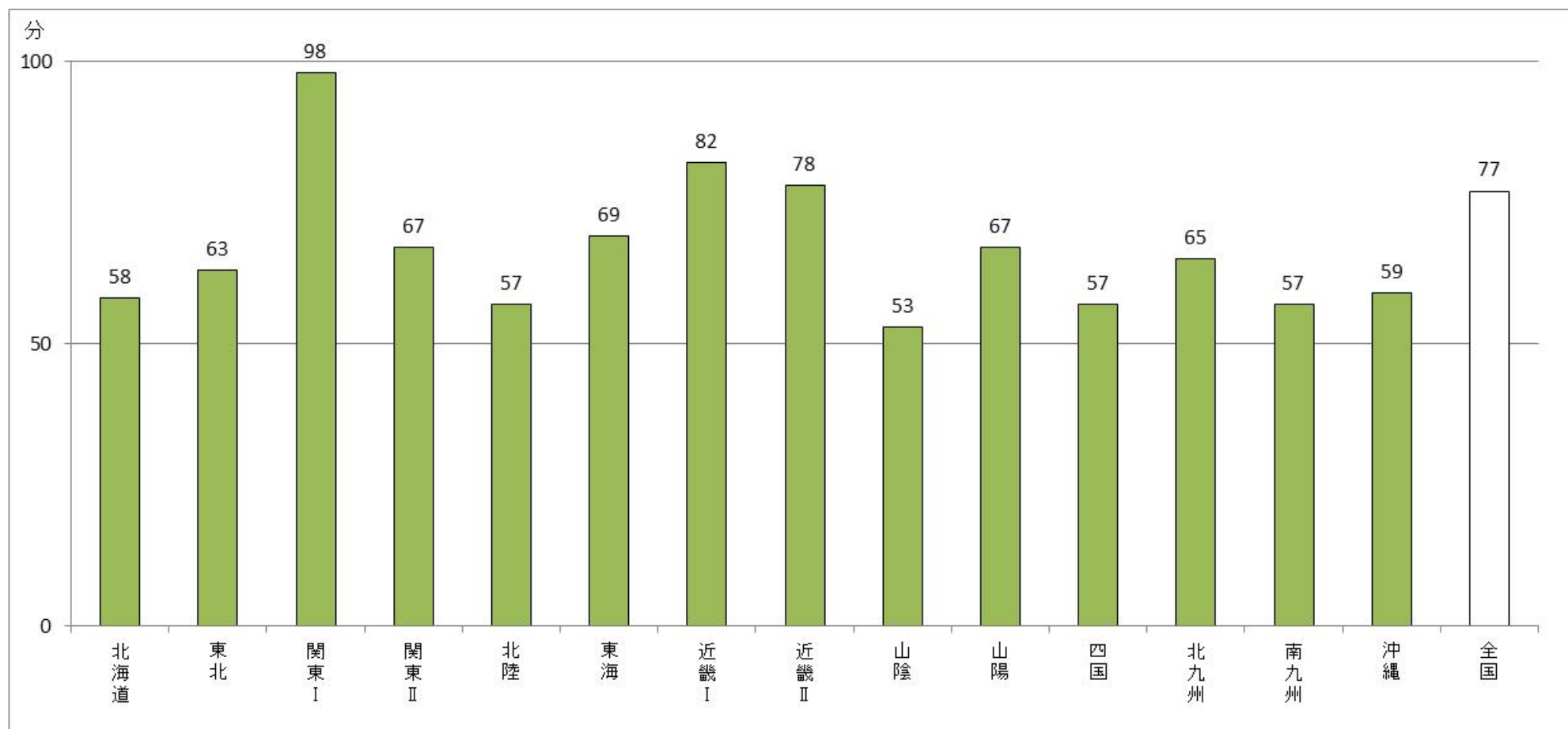


東京都における不動産価格指数（マンション）の推移



通勤・通学時間

「平成23年社会生活基本調査」(総務省)における平日の通勤・通学時間の行動者平均時間(15歳以上)のデータをもとに作成



北海道…北海道

東北…青森県, 岩手県, 宮城県, 秋田県, 山形県, 福島県

関東 I…埼玉県, 千葉県, 東京都, 神奈川県

関東 II…茨城県, 栃木県, 群馬県, 山梨県, 長野県

北陸…新潟県, 富山県, 石川県, 福井県

東海…岐阜県, 静岡県, 愛知県, 三重県

近畿 I…京都府, 大阪府, 兵庫県

近畿 II…滋賀県, 奈良県, 和歌山県

山陰…鳥取県, 島根県

山陽…岡山県, 広島県, 山口県

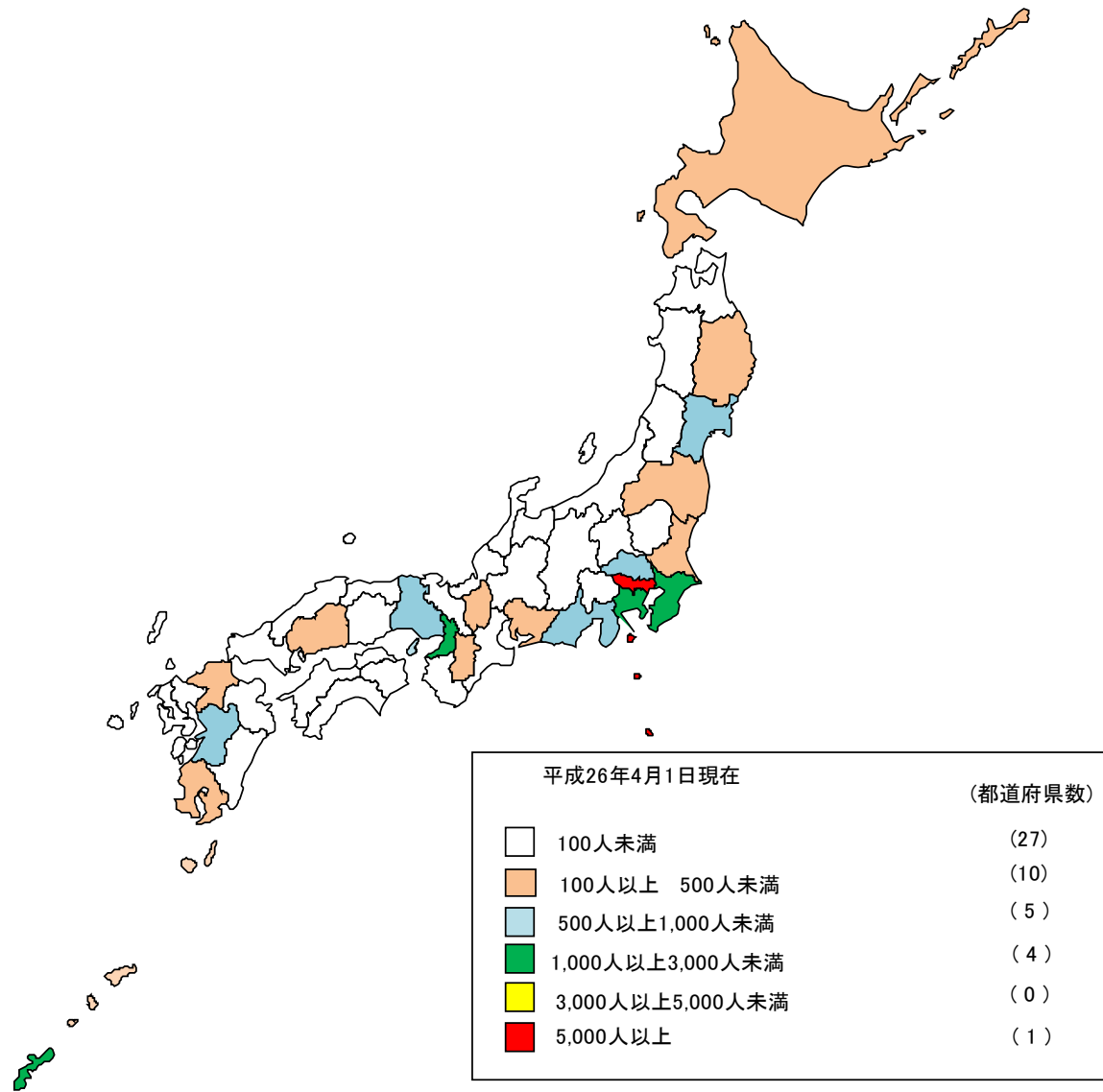
四国…徳島県, 香川県, 愛媛県, 高知県

北九州…福岡県, 佐賀県, 長崎県, 大分県

南九州…熊本県, 宮崎県, 鹿児島県

沖縄…沖縄県

平成26年4月1日 全国待機児童マップ（都道府県別）



注:各道府県には政令指定都市・中核市を含む。

都道府県	待機児童数
	人
北海道	473
青森県	0
岩手県	193
宮城県	978
秋田県	53
山形県	0
福島県	180
茨城県	227
栃木県	66
群馬県	0
埼玉県	905
千葉県	1,251
東京都	8,672
神奈川県	1,079
新潟県	17
富山県	0
石川県	0
福井県	0
山梨県	0
長野県	0
岐阜県	27
静岡県	567
愛知県	107
三重県	48
滋賀県	441
京都府	11
大阪府	1,124
兵庫県	552
奈良県	191
和歌山県	10
鳥取県	0
島根県	3
岡山県	51
広島県	447
山口県	57
徳島県	41
香川県	0
愛媛県	0
高知県	28
福岡県	315
佐賀県	50
長崎県	95
熊本県	678
大分県	42
宮崎県	0
鹿児島県	232
沖縄県	2,160
計	21,371

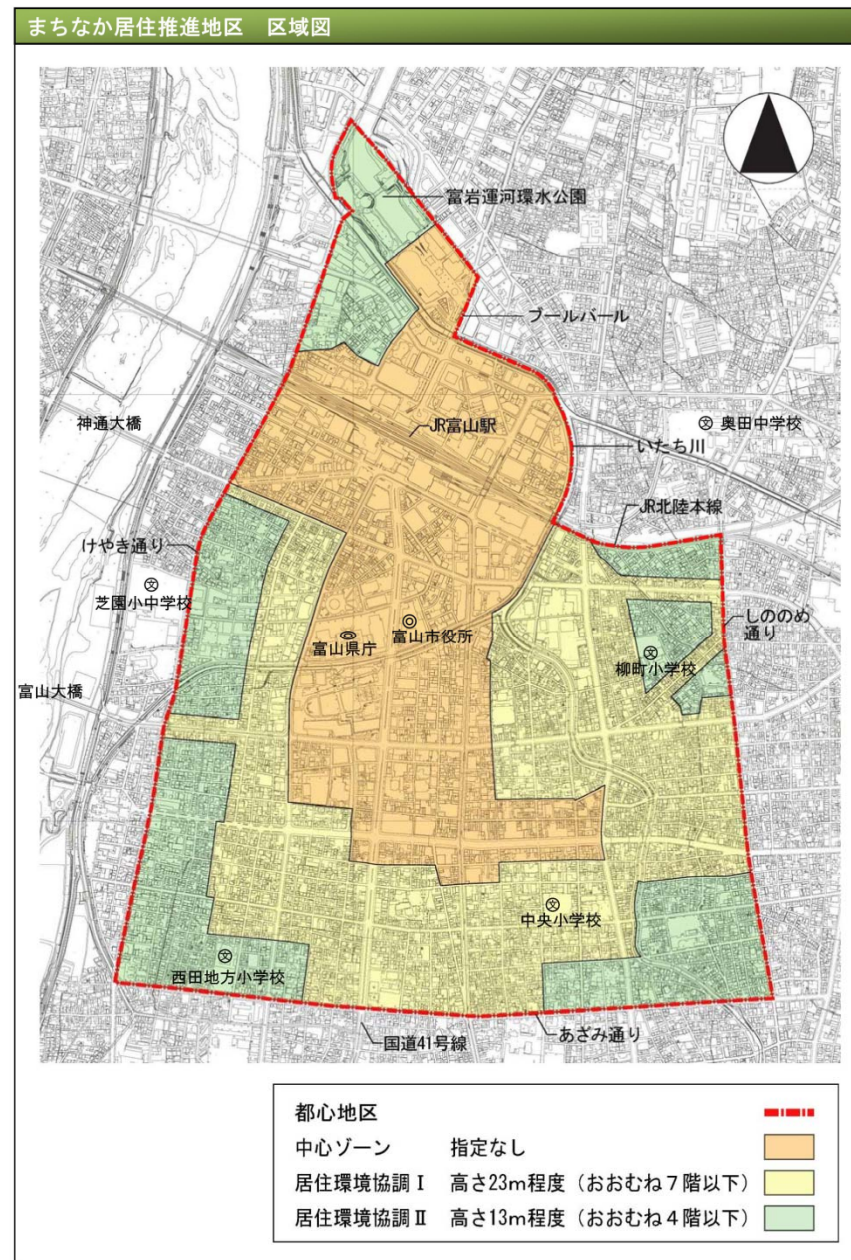
(出典)
厚生労働省公表資料

富山市（富山県）における多地域居住に関する住宅支援

○富山市では、富山県外の住民で、多地域居住（マルチハビテーション）ライフを実践される方が、「富山市まちなか」の住宅を購入等した場合に、一定額を補助する事業を実施（平成26年10月～）

対象者	・富山県以外に住所がある個人
補助要件	・所得税非課税世帯者でないこと ・まちなか居住推進地区において、自らが居住（滞在）するための一戸建て住宅を建設又は購入し若しくは分譲共同住宅を購入していること ・当該補助金の交付を受けた物件を転売・賃貸しないこと（最低3年間） ・平成26年10月1日以降の建設・購入であること
補助金額	・住宅取得補助 → 一戸あたり 25万円 ・市内に高齢者親族（65歳以上かつ3親等内）が在住 → 上乗せ10万円
その他	・原則、1人かつ1住戸につき1回限り補助申請可能

※富山市公表資料をもとに作成



飯南町（島根県）における定住支援の取組

○飯南町では、少子高齢化による人口減少に歯止めをかけるため、定住の推進を「最重点プロジェクト」と位置付け、積極的に定住支援に取り組んでいる。

※UIターン希望者への住宅相談や情報提供、就業支援などについて、「飯南町定住支援センター」を設置し、対応

＜体験プログラム＞

飯南暮らし体験	1週間単位で、最高1か月まで滞在できる住宅を用意し、実際の暮らしを体験
日帰り農業体験	半日～1日、気軽に農作業を体験
短期農業体験	就農希望などを前提に、1週間～1か月、飯南町に滞在し、農作業等を体験
産業体験	3か月～12か月、飯南町に移住して、本格的に農業を経験 【ふるさと島根定住財団事業】

＜農林業定住研修制度＞

2年間の研修を受け、「認定就農者」として地域の農業の担い手となる人材を育成する制度

＜住宅の提供等＞

飯南町地域資源情報バンク	貸借・売却可能な民間空き家（古民家）等の情報を提供
飯南暮らし体験住宅	1週間単位で、最高1か月まで入居可
UIターン住まい支援住宅	民間の空き家を町が改修し、転貸 【ふるさと島根定住財団の「空き家活用助成」を活用】
公営住宅	比較的低予算で入居可だが、入居条件あり
泉川定住促進賃貸住宅	住宅用分譲地にUIターン者向け定住住宅を建設
滞在型市民農園 クラインガルテン	農地＋別荘風の住居（1年契約。原則として4回まで更新可）
農業研修者用滞在施設	飯南町に移住して農業に従事又は研修をする者が入居可（入居期間は最長5年）

※飯南町公表資料をもとに作成

<定住・雇用促進のための助成金制度>

※飯南町公表資料をもとに作成

助成金の種類	助成内容	助成額・条件等
住宅整備助成金 (個人)	飯南町内で、定住希望者が住宅を新築・増築・購入する場合、借入金利子額の一部を助成	借入金利子相当額 上限50万円 ・45歳以下 ・Uターン者に限り65歳以下
住宅整備助成金 (事業所)	飯南町内に社員用住宅を建築・購入する町内事業者に対し、対象経費の一部を助成	工事請負費及び購入費 上限300万円
空き家の改修助成	飯南町内の空き家にUターン者を居住させるために空き家を改修する場合、改修費用の一部を助成	工事請負費 上限50万円 ・改修費用の1/2を助成 ・地域資源情報バンクに物件を登録すること ・改修後5年以上Uターン者を居住させること
空き家の片付け助成	飯南町内の空き家にUターン者を居住させるために残存家具を片付ける際に、処理費用の一部を助成	処理費 上限5万円 ・処理費用の1/2を助成 ・地域資源情報バンクに物件を登録すること
農林業定住研修助成金	新しく飯南町にUターンし就農を希望する方に対し、2年間の農業研修を実施し、研修期間中の生活支援を実施	生活支援月額15万円 ・子ども助成+3万円 ・おおむね40歳以下
産業人材育成助成金	町内事業所が必要とする人材を育成し、担い手として確保するため、事業所が行う従業員の技術習得・資格取得研修等に対し助成	上限20万円 ・資格取得に係る経費の1/2 ・職場内OJT研修期間中の賃金 (上限月5万円×4ヶ月)
新規創業等助成金	新規創業や事業拡大等により、建築・増築された建物の固定資産税相当額を助成	固定資産税相当額 総額100万円 ・3年間

東京在住者の今後の移住に関する意識調査（内閣府） 結果①

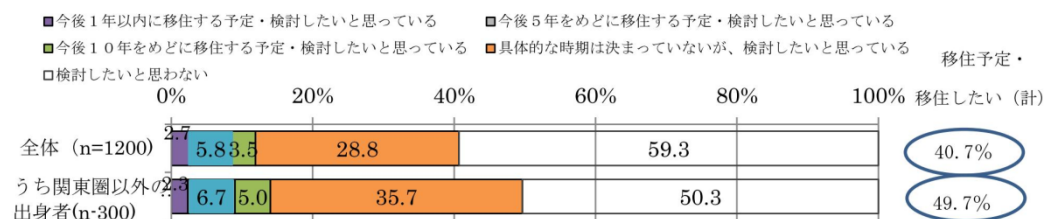
○ 東京都から移住する予定又は移住を検討したいと思っている人は、約4割
（関東圏以外の出身者では約5割）

調査手法：インターネット調査

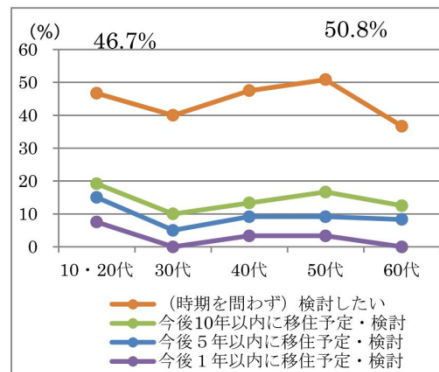
調査対象：東京都在住 18～69 歳男女 1,200 人

調査時期：平成 26 年（2014 年）8 月 21 日(木)～8 月 23 日(土)

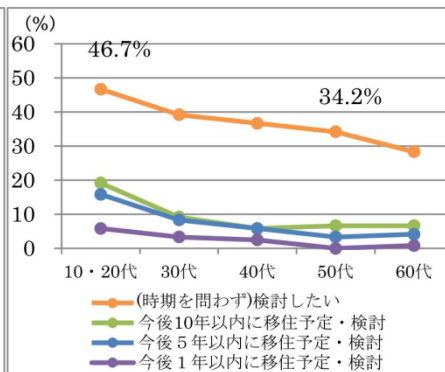
【移住の希望の有無】



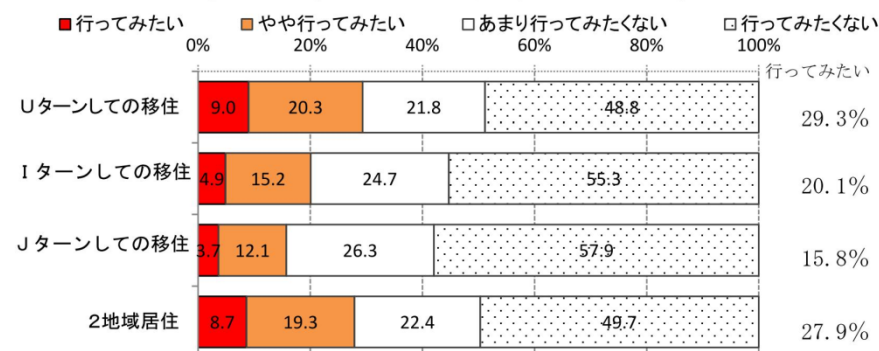
【うち男性】



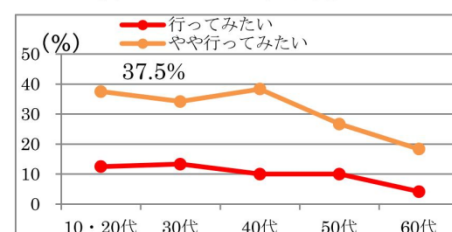
【うち女性】



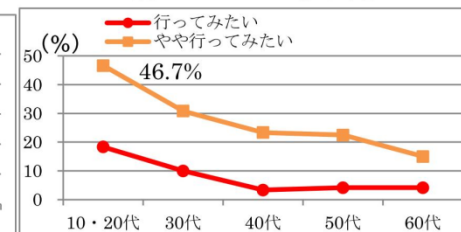
【U・I・J ターンや2 地域居住の希望の有無】



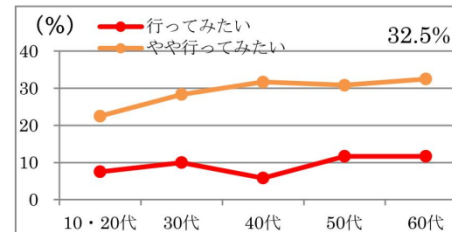
【うちUターン（男性）】



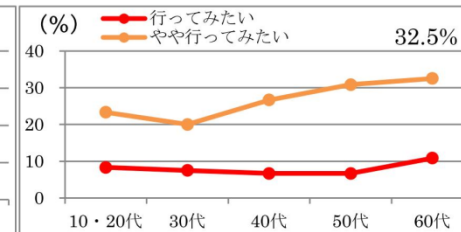
【うちUターン（女性）】



【うち二地域居住（男性）】



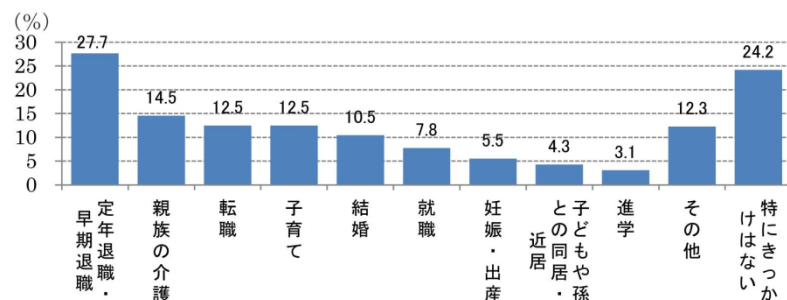
【うち二地域居住（女性）】



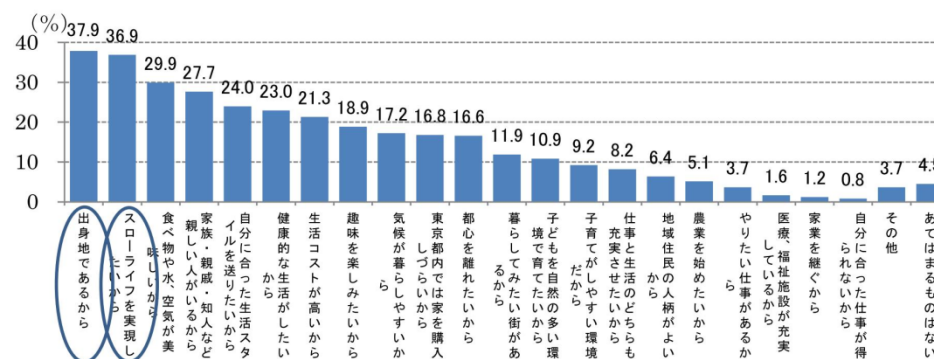
東京在住者の今後の移住に関する意識調査（内閣府） 結果②

○ 移住検討のきっかけや移住の理由は、年代・性別によって異なる。

【移住をしたいと思ったきっかけ】



【移住したい理由（複数回答）】



年齢層	男 性	女 性
10・20代	① 就職(28.6) ② 転職(16.1) ③ 子育て(16.1)	① 結婚(39.3) ② 子育て(32.1) ・ 妊娠・出産(19.6)
30代	① 早期退職(29.2) ② 転職(22.9) ・ 結婚(20.8) ・ 子育て(20.8)	① 子育て(25.5) ② 結婚(19.1)
40代	① 早期退職(31.6) ② 親族の介護(21.1)	① 親族の介護(25.0) ② 早期退職(18.2)
50代	① 早期退職(49.2) ② 親族の介護(11.5)	① 早期退職(34.1) ② 親族の介護(24.4)
60代	① 定年退職(45.5) ② 親族の介護(15.9) ・ 子や孫との同居・近居(15.9)	① 定年退職(38.2) ② 子や孫との同居・近居(8.8)

注) 各年代・男女別に回答比率の上位2つを記載。ただし、3位以下でも記載する場合があります。以下同じ。

年齢層	男 性	女 性
10・20代	① 出身地だから(42.9) ② スローライフを実現したいから(26.8) ③ 家族・知人など親しい人がいるから(26.8)	① 出身地だから(53.6) ② 家族・知人など親しい人がいるから(41.1)
30代	① スローライフを実現したいから(47.9) ② 出身地だから(35.4)	① 出身地だから(51.1) ② 家族・知人など親しい人がいるから(36.2) ③ スローライフを実現したいから(36.2)
40代	① スローライフを実現したいから(40.4) ② 出身地だから(36.8)	① 食べ物や水、空気が美味しいから(40.9) ② 気候が暮らしやすいから(34.1)
50代	① スローライフを実現したいから(39.3) ② 出身地だから(34.4)	① 出身地だから(46.3) ② 家族・知人など親しい人がいるから(46.3)
60代	① 食べ物や水、空気が美味しいから(52.3) ② スローライフを実現したいから(45.5)	① スローライフを実現したいから(38.2) ② 食べ物や水、空気が美味しいから(35.3)

住所について

◆住所については、「各人の生活の本拠」をいう。

◆住所の認定は、客観的居住の事実を基礎とし、これに居住者の主観的居住意思を総合して決定する。

◎民法(明治29年法律第89号)

第二十二条 各人の生活の本拠をその者の住所とする。

◎地方自治法(昭和22年法律第67号)

第十条 市町村の区域内に住所を有する者は、当該市町村及びこれを包括する都道府県の住民とする。

○2 住民は、法律の定めるところにより、その属する普通地方公共団体の役務の提供をひとしく受ける権利を有し、その負担を分任する義務を負う。

◎住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)

(住民の住所に関する法令の規定の解釈)

第四条 住民の住所に関する法令の規定は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第十条第一項に規定する住民の住所と異なる意義の住所を定めるものと解釈してはならない。

◎判例(昭和29年10月20日最高裁判決)

およそ法令において人の住所につき法律上の効果を規定している場合、反対の解釈をなすべき特段の事由のない限り、その住所とは各人の生活の本拠を指すものと解するを相当とする。

◎判例(昭和24年4月15日福岡高裁判決)

一定の場所が或人の生活の本拠であるかどうかの客観的事実が、その人の住所がその場所に存するかどうかを決定するのであって、その人がその場所に住所をおく意思を有するかどうかは、住所の存否を決するについての独立的要素をなすものではない。住所意思がなくとも住所の設定を認めることができる。もっとも住所意思もまた生活の本拠を決定する標準の一つとして考慮に入れられるべきものであるが、この場合、その住所意思を実現する客観的事実が形成されておらなければならない。

◎住民基本台帳事務処理要領(昭和42年10月4日付け自治振第150号等自治省行政局長等から各都道府県知事あて通知)

第1 総説

3 住所の意義および認定

住民基本台帳法上の住民の住所は、地方自治法第10条の住民としての住所と同一であり、各人の生活の本拠をいうものである(法第4条)。

住所の認定にあたっては、客観的居住の事実を基礎とし、これに当該居住者の主観的居住意思を総合して決定する。(略)

◎判例(昭和23年12月18日最高裁判決)

上告人は、今日のような複雑な社会においては住所が二ヶ所以上あっても差し支えない旨主張するけれども、若し論旨のように一人で二ヶ所に住所を有することができるものと解すれば、同一人が二ヶ町村で選挙権を行使し、或は同一町村で二つの選挙権を行使しうる結果となり、かかる結果は町村制の認めないところであって、選挙に関しては住所は一ヶ所に限定されるものと解すべきである。

入所又は入院中の被保険者の特例（住所地特例）

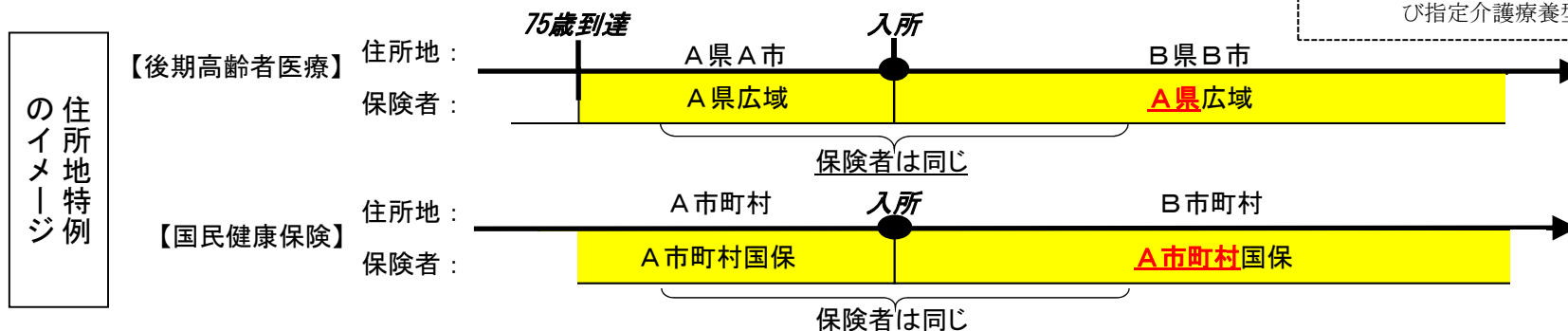
（出典）
厚生労働省公表資料

- 本来、国民健康保険又は後期高齢者医療の適用は住所地で行われるため、特別養護老人ホームや障害者施設などの社会福祉施設等へ入所したことにより、当該施設の所在する市町村又は後期高齢者医療広域連合に住所が移った者については、その施設所在地で適用を受けることとなる。
- この結果、これらの者の医療費が当該市町村又は広域連合の負担となるため、施設所在地の市町村の国民健康保険又は広域連合の負担が重くなるという不公平が生じることとなる。
- 負担の不均衡を是正するために、以下に掲げる施設等への入所により、他の市町村又は広域連合から転入してきた者については、入所する前の住所地の市町村が行う国民健康保険又は広域連合が行う後期高齢者医療の被保険者としている。

《住所地特例の対象となる施設》

- ① 病院又は診療所への入院
- ② 児童福祉法第7条第1項に規定する児童福祉施設*1への入所【国民健康保険のみ適用】
- ③ 障害者総合支援法第5条第12項に規定する障害者支援施設*2又は同条第1項の厚生労働省令で定める施設への入所
- ④ 独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園の設置する施設への入所
- ⑤ 老人福祉法第20条の4又は第20条の5に規定する養護老人ホーム又は特別養護老人ホームへの入所
- ⑥ 介護保険法第8条第11項に規定する特定施設（有料老人ホームに該当するサービス付き高齢者向け住宅を含む。）*3への入居又は同条第24項に規定する介護保険施設*4への入所（※下線部は、平成27年4月1日から施行）
- ⑦ 障害者総合支援法附則第18条第2項に規定する共同生活援助又は共同生活介護を行う共同生活住居への入居

- *1 児童福祉施設
…助産施設、乳児院、母子生活支援施設、保育所、児童厚生施設、児童養護施設、知的障害児施設、知的障害児通園施設、盲ろうあ児施設、肢体不自由児施設、重症心身障害児施設、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設及び児童家庭支援センター
- *2 障害者支援施設
…障害者につき、施設入所支援を行うとともに、施設入所支援以外の施設障害福祉サービスを行う施設
- *3 特定施設
…有料老人ホーム、養護老人ホーム、軽費老人ホームのうち、地域密着型特定施設（有料老人ホーム、養護老人ホーム、軽費老人ホームのうち、その入居者が要介護者、その配偶者その他厚生労働省令で定める者に限られるもののうち、その入居定員が29人以下であるもの）でないもの
- *4 介護保険施設
…指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設及び指定介護療養型医療施設



地域おこし協力隊

都市地域から過疎地域等の条件不利地域に住民票を移し、地域に居住して「地域協力活動」を実施

地域おこし協力隊

【地域協力活動を実施】

- ・地域ブランドや地場産品の開発・販売・PR等の地域おこしの支援
- ・農林水産業への従事
- ・住民の生活支援 など

過疎地域等の
条件不利地域

住民票

都市地域

委嘱

概ね1年以上最長3年

総務省

特別交付税により財政支援

地方自治体(実施主体)

- ①地域おこし協力隊員の募集等に要する経費: 1団体あたり200万円上限
- ②地域おこし協力隊員の活動に要する経費: 隊員1人あたり400万円上限
(報償費等200万円、その他の経費(活動旅費、作業道具等の消耗品費、関係者間の調整などに要する事務的な経費、定住に向けた研修等の経費など)200万円)
- ③地域おこし協力隊員等の起業に要する経費: 最終年次又は任期終了翌年の起業する者1人あたり100万円上限

地域おこし協力隊導入の効果

～地域おこし協力隊・地域・地方公共団体の「三方よし」の取組～

地域おこし協力隊

- 自身の才能・能力を活かした活動
- 理想とする暮らしや生き甲斐発見

地域

- 斬新な視点(ヨソモノ・ワカモノ)
- 協力隊員の熱意と行動力が地域に大きな刺激を与える

地方公共団体

- 行政ではできなかった柔軟な地域おこし策
- 住民が増えることによる地域の活性化

隊員数、取組団体数の推移

⇒ 隊員数を28年度までに3,000人に！

	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
隊員数	89名	257名	413名	617名	978名	1,511名 (1,629名)
団体数	31団体	90団体	147団体	207団体	318団体	444団体

※各年度の特別交付税ベース

※26年度の隊員数のカッコ内は、名称を統一する「田舎で働き隊」の隊員数(118名)とあわせた隊員数である。

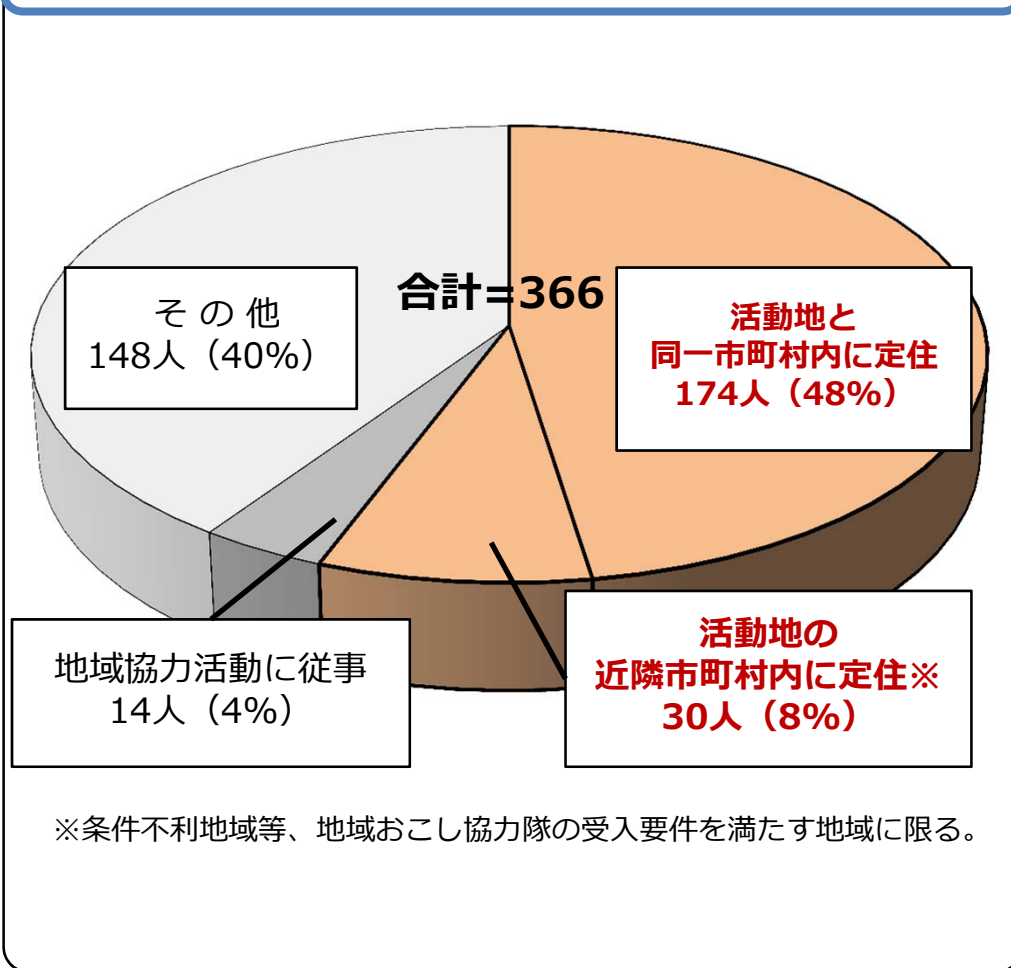
隊員の
約4割は
女性

隊員の
約8割が
20歳代と30歳代

任期終了後、
約6割が
同じ地域に定住
※H25.6末調査時点

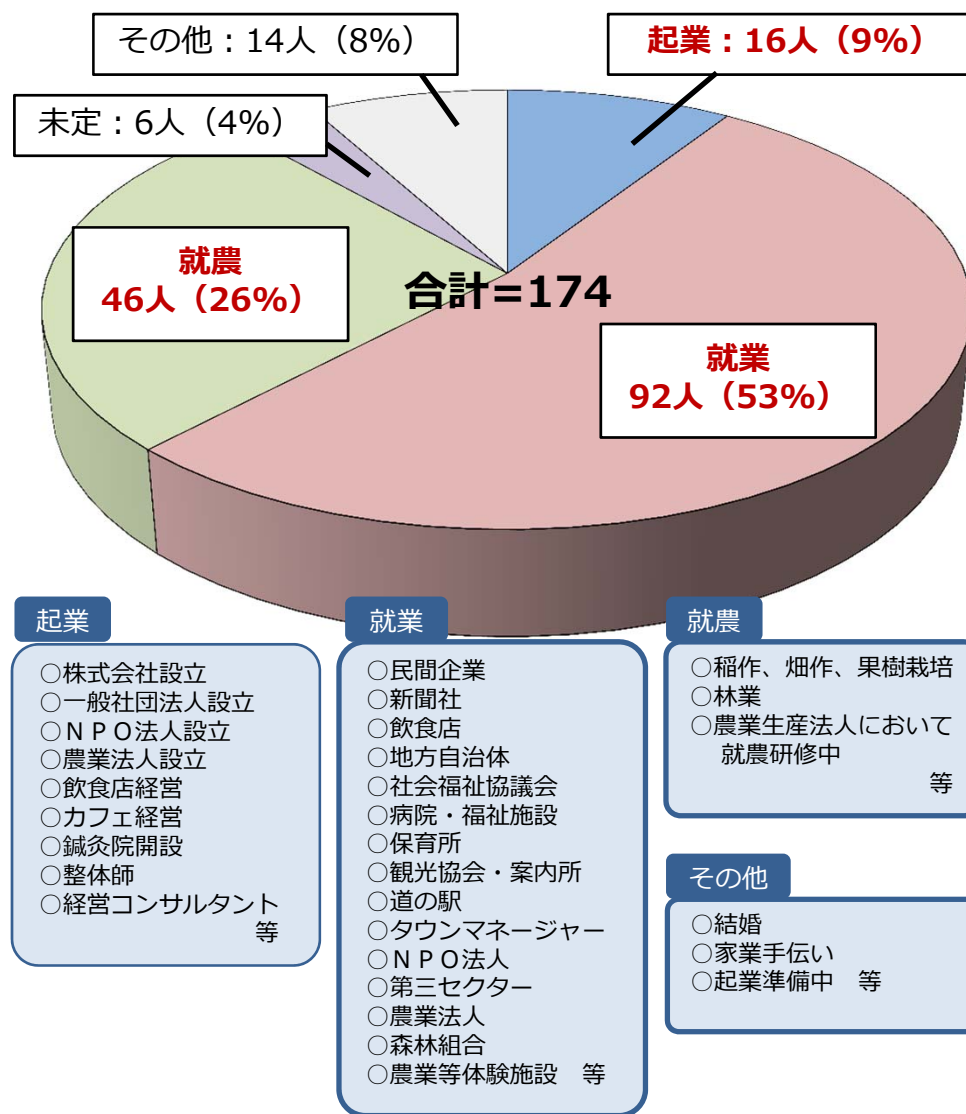
地域おこし協力隊 ～任期終了後の隊員の動向～

任期終了後、約 6 割が同じ地域に定住



※ 平成25年度地域おこし協力隊の定住状況等に係るアンケート結果より
(平成25年6月末までに任期終了した隊員の任期後の状況等を調査)

定住者の約 9 割が起業・就業・就農



地域おこし協力隊 ～任期終了後の活躍事例～

北海道喜茂別町

40代女性

起業

【定住状況】

- ・任期終了した8名の隊員のうち6名が定住。（平成25年7月1日時点）

【活動内容】

- ・隊員期間中は農産加工品の製造販売に携わっていた。
- ・任期終了後に地元の各家庭で自家用としても作られているソバを活用した商品を作る会社を設立し、町のPRにも寄与している。また、ソバを一般家庭からも調達する仕組みを作ることで、多くの人が関われる仕組みを作るなど、つながりの創造を目指している。

【ポイント】

- ・地元の身近な産品を活かした食品加工の株式会社の設立により自治体のPRにも寄与。



新潟県十日町市

30代男性

就業

【定住状況】

- ・任期終了した15名の隊員のうち9名が定住。（平成25年7月1日時点）

【活動内容】

- ・隊員期間中は農産物直販・体験交流事業・移住促進等の幅広い業務を行うとともに、地域のイベントへの参加や小学校の環境教育への協力等を行っていた。
- ・任期終了後は地元のNPO法人の事務局長として、移住促進事業やエコツーリズムを行うなど、さらに幅広い活動を実施している。

【ポイント】

- ・地元の人から信頼を得て、地域のNPO法人の事務局長に就任し、隊員時に行っていた活動を継続。



香川県善通寺市

30代男性

就農

【定住状況】

- ・任期終了した2名の隊員のうち2名が定住。（平成25年7月1日時点）

【活動内容】

- ・耕作放棄地の増加に歯止めをかけるため、農業のノウハウを学ぶ研修を農業法人にて実施。
- ・隊員活動中は、地域行事への参加・協力をし、地域活動のサポートも実施。
- ・任期終了後、善通寺にしかないブランドの強化、推進を目指し、独立してキウイの栽培を行っている。

【ポイント】

- ・就農し、隊員時に研修で学んだことやノウハウを活かしながら活動。



沖縄県沖縄市

40代男性

就業

【定住状況】

- ・任期終了した2名の隊員のうち1名が定住。（平成25年7月1日時点）

【活動内容】

- ・隊員活動中は、商店街の活性化に向け、交流広場の運営や商店街連合会の事務局業務などを担いながら、商店街のイベントの企画を実施。
- ・任期後は、隊員としての活動が商店街の内外から評価され、「中心市街地活性化協議会タウンマネージャー」に着任。市の活性化基本計画にもとづく事業の提案や関係者の調整など、マネジメントを行っている。

【ポイント】

- ・任期中の隊員活動の実績をもとにした、活動地での就業。

